

図們江国境の形成と越境移民・難民

高 士華

Establishment of the Tumen River Sino - Korean National Boundary and
Korean Immigrants and Refugees

Gao Shihua

一、図們江の国境地域と中国の朝鮮族

中国吉林省にある図們江と延辺（延辺朝鮮族自治州の略称）はいわゆる「脱北者」との関係で、この数年以来、ずいぶん注目されている。

図們江は全長 525 キロ、中国とロシアと朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮と呼ぶ）との三国の国境河川である。中国と北朝鮮の間は、中心の長白山（北朝鮮と韓国では白頭山と呼ぶ）から流れ出た東の図們江（北朝鮮と韓国では豆満江と呼ぶ）、西の鴨緑江が国境になっている。しかし中国は東の日本海への出口はなく、琿春市の防川から日本海まで 15 キロがある、その 15 キロの図們江はロシアと北朝鮮が国境を接している。図們江は鴨緑江より広くなく渡りやすいので、多数の脱北者は図們江を渡って中国に潜入している。

その延辺朝鮮族自治州も北朝鮮からの脱北者の主な避難場所として話題になっている。彼らの正確な数字はわからないが、2万とも3万とも言われ、十数万の説もある。

延辺朝鮮族自治州（州都延吉）は 1952 年に延辺朝鮮族自治区となり、1955 年に自治州となった。面積 4 万 2700 平方キロ（日本の九州とほぼ同じ面積）、総人口 218 万 8 千人の内、38% の 83 万 4 千人ほどが朝鮮族である。¹ 統計によれば中国全体では 200 万人ほどの朝鮮族が、東北三省（吉林省、遼寧省、黒龍江省）を中心に住んでいるが、最も集中しているのが延辺朝鮮族自治州である。1992 年 8 月 24 日、中国と韓国は国交を樹立し、朝鮮戦争以来続いた敵対関係に終止符を打った。それ以降、延辺の朝鮮族と韓国人の相互訪問は年々多くなり、ビジネスや文化的な交流は増えてきて、韓国企業も多く進出している。北朝鮮との関係は中朝国交がずっとあるので、相互の交流が継続している。

現在の朝鮮族は中国東北の原住民ではなく、朝鮮半島特に北朝鮮から移民してきた。1860～70 年代にかけて朝鮮北部の大凶作を逃れ、多くの朝鮮人が今の延辺に移住してきた。また 1910 年韓国併合により、日本の弾圧を逃れ、中国に移住してきた人々も少なくない。戦後の 1945 年、在中国朝鮮人が 200 万人あまりいた、1953 年まで半分ぐらい（推定 104

* 東北文化学園大学専任講師 Lecturer of Tohoku Bunka Gakuen University
e-mail: gaosh@pm.tbgu.ac.jp

¹ <http://www.yanbian.gov.cn>

万人）は故郷へ引き揚げたが、半分ぐらい（推定 112 万人）の人々が祖国に帰る道を捨てて中国に住み続けてきた²、今の朝鮮族の大部分はその移民とそれらの人々の子孫である。この数年以来、北朝鮮から延辺に逃げてきた難民はだんだん増えてきて、中国政府は、北朝鮮からの脱出者を難民と認めていないから、単なる不法入国者として扱っている、ときどき人道上の配慮もあったが、基本的に北朝鮮に強制送還する方針が変わってない、しかし、朝鮮族は同胞ということで暖かく迎えてくれる人も少なくない。

二、図們江中朝国境の画定

現在の中国国境の長さは世界第四位であり、『中国的疆界』³によると、中国には、陸界は 19625 キロあり、水界は 19320 キロである。中国と北朝鮮との間の国境は 1417 キロである。そのうち、わずか 30 キロの陸界があり、この陸界は長白山の山頂の図們江と鴨緑江上流の分水嶺である。長白山は中国の名山であり、聖地としても有名である。清代には、満州族の発祥の地として崇められた。この山は 16 世紀以降だけでも 3 回の爆発をおこし、最近では 1702 年に噴火したが、現在では休火山だ。頂上にはカルデラ湖の天池があり、また天池が、かつて鴨緑江・図們江の源流と思われてきたので、国境の山としても重視されてきた。また朝鮮にも崇拜され、金日成の率いる朝鮮人民革命軍が、ここを基地として祖国解放のために戦った、更に金正日が誕生した場所、「聖山」として朝鮮民族の象徴とも言っている。

他はすべて図們江とは鴨緑江の水界である。中朝の鴨緑江の国境は 1875 年の『光化条約』によって画定され、図們江の国境は 1909 年の中日「間島協約」によって画定され、源流は石乙水である。鴨緑江の国境部分は現在まで論争がなかったが、図們江の国境は逆に現在でも違う主張があるという事実が存在している。その一切の論争は 1712 年の「長白山定界碑」から始まった。

長白山定界碑 1710 年鴨緑江中国側の鳳凰城で越江してきた朝鮮人、李万枝らは人参のトラブルで、中国人を殺害した事件が発生した。翌年、清朝政府は穆克登を李万枝事件現場に派遣し、調査することを決めたが、同時に、清朝政府に国境を明確する必要性を痛感させ、禮部を通じて朝鮮に対して「会同查勘、分立辺界」⁴の意欲を表明した。康熙帝も穆克登に李万枝事件を処理すると同時に、国境不明の江源地方を詳しく調査することを「密諭」の方式で指示した。1711 年穆克登は朝鮮側の消極的な対応のため、江源地方に到着出来なかった。

穆克登の職名は打牲烏喇總管（三品）で、内務府に属して、人参、蜂蜜、真珠、毛皮などを採集し、朝廷に献上するという任務がある。

1712 年 2 月に清朝礼部が朝鮮政府に照会し、清朝皇帝が再び図們江辺界を調査すると決めたため、もし何か不便があれば、朝鮮に世話をしてもらうことにした。

² 高崎宗司『中国朝鮮族一歴史・生活・文化・民族教育』明石書店 1996 年 32 頁

³ 江應澄 趙書文『中国的疆界』学林出版社 1994 年 4~5 頁

⁴ 吳晗『朝鮮李朝実録中の中国史料』中華書局 1980 年 4266 頁

しかし、朝鮮方面は此れに対して大に狼狽し、警戒心があった。俗語の「胡無百年之運」を信じ、清朝が中原から負けて帰る時に朝鮮の西北を通る可能性があると考えた。朝鮮国王肅宗が接伴使だけ出すと決定し、権尚遊を接伴使に任命した。⁵後に漢城府尹朴樞、咸鏡道觀察使李善溥を接伴使に改任した。当時、清朝官員を如何に対応するかについて検討した時に、都提調李頤命は「わが国は図、鴨両江を境とした以上、水の南は皆我が地になるべきである。」と言った。肅宗もこの見方を認めた。⁶

穆克登の第二回辺境調査（所謂「査辺」）は、地形に詳しくないため朝鮮側に案内してもらって鴨緑江図們江の江源を調査した。6月18日（康熙五十一年五月十五日）に穆克登一行は「白頭山に登り、池水を観て西が鴨緑で東が土們である。そこで分水嶺の上に石を立て記しとした。」その石は石碑であり、約高さ3尺、広さ二尺である。⁷

実際は6月12日（康熙五十一年五月九日）から、朝鮮の接伴使朴樞、李善溥は年配で長距離の徒步は困難であると言う理由で、山頂の登山に同行を許されないので、石碑を立てた行事に参加した朝鮮側は、下級軍官李義復、趙臺相、差使官許梁、朴道常、通訳官二人のみであった。

しかし、朝鮮側の史料による、定界碑は重大な錯誤がある。即ち穆克登が図們江の水源地なりと信じて建立した定界碑の位置は真の図們江源流から十余里の距離がある。「当時朝鮮側の官吏中には、豆満江の水源に非ざりしを知っていた者もあったはずである。」⁸

穆克登一行は山を下り、茂山で待ち合せる朴樞らと合流し、定界碑と水流発源の地点の間に無水の地の曖昧な場所に標識の協議をし、双方は朝鮮側が木柵、石堆或いは土堆を立てるに決めた。その後、穆克登はさらに小舟をつくり、図們江に従って下り、河口までを視察して帰途に就いた。

清朝は定界碑の位置の誤りは知らず、他方、朝鮮は知っているにもかかわらず、自國に不利な結果ではないので、当時異議はなく、清朝にも通知はしなかった。

近代的な国境画定の国際法によれば、これで両国間の正式な国境標識ではないことが明確である、しかし、それから両国の正式な国境を画定することが無いので、実際にこれによって両国の国境は一応決定されたのである。この碑文によると朝鮮と中国の国境は、東の「土門江」、西の「鴨緑江」によって区別され、この立碑以後も依然として一般人の入植を禁止していたので、両国間には国境を巡る紛争は百年以上発生しなかった。篠田治策氏も定界碑の影響を肯定した。「定界碑建立以後に於ても時に中立侵害の事件ありて、両国の交渉案件となつたことがあったが、大体に於て依然として両国共に中立地帯を尊重して近

⁵ 『朝鮮李朝実録中的中国史料』4266、4268頁

⁶ 前掲書 4351頁

⁷ 篠田治策『白頭山定界碑』 楽浪書院 1938年 106~108頁。篠田治策氏によると、この石碑は1931年7月28日から翌日の29日の朝に至るまでの間突然姿を消した、原因は不明だった。同書「自序」1頁。

⁸ 前掲書 112頁

世に至った」。⁹

この定界碑は近代から国境論争の焦点となった、いろいろな指摘もあるし、特に否定的な批判が多い。1931年出版された日本東亜經濟調査局の『間島問題の経緯』はこう評した。

「穆克登等は、隆々たる清朝の強権を楯に、独断専行を以て、長白山に登り所謂定界碑なるものを建てて、両国の境界と定めた。この時、朝鮮に於ては、正式立会のために接伴使朴樞を遣したが、穆等のために、同行を許されず、朝鮮側よりは、漸く下級官吏及通訳等の名目的立会あつたに過ぎない。」¹⁰中国の学者は穆克登の査辺は中国に少なくない領土を失わせた。特に長白山の半分を失った。もっと厳重なのは中朝両国にその後数百年に亘る边界の争議をもたらしたという批判がある。

当時の朝鮮側は異議がない、しかし、その後は不満を持っていた。原因是豆満江、図們江は二つの江であるという説が出たので図們江は現在中国領内の海蘭河或いは布爾哈通河であると主張している。「1712年清吏穆克登の査辺は朝鮮に数百里の領土を失わせた。」と主張していた。

移民の増加 穆克登が「査辺」をおこなった後、1714年清朝は琿春に協領を設立し、兵士150名を駐屯させ、越墾者に対する対応を厳しくした。本来、清朝はこの辺境地区に堡哨、分哨を設け統巡制を定め、春秋には辺境を巡視するシステムがあり、それが当時、一層強化され、越墾者を発見すると、畑を潰し、家を壊し、強制送還した。1714年男女55名が発見されて放逐された。しかし、強制送還されたのはごく一部でしかなかった。

琿春には駐屯兵士が不足しており、かつ行政組織もない。広い辺境地帯の管理はほとんど不可能であり、いわゆる「間島」地域もほとんど無人地帯であるので、朝鮮北部からの越墾者が次第に増えてきた。かれらの越墾した主な原因は、朝鮮北部の天災が頻発して生活できなくなったからである。最初は「朝耕暮帰」即ち朝に越江して耕作し夕方に家に帰っていたが、やがて「春来秋去」即ち春に耕畜や農具を携えて越江して耕作し、秋、収穫後家に帰るようになった。さらに後には家族とともに越江し、家を建て、住み、耕作に従事するようになった。¹¹

1860年の北京条約により、ロシアはウスリー以東の広大な領土を奪い取った。ロシアの南への進出によって図們江の入海地区は、中、露、朝三国の辺境地帯になって、図們江も三国の界河になった。1860、70年代に鴨綠江、図們江の対岸の朝鮮は、相次ぎ自然災害が発生し、水害、旱魃が絶間無かった。その住民は生計のために禁を冒して越境し、中、露領内に入った。間島がその対象になった理由は朝鮮北部から地域的に近い位置にあり、かつ長期間の「封禁」地帯になっていたことで土地が肥沃であり、まだ山東半島からの中国人移民も少なく、受け入れる余地があったからである。

この頃、1860年から清朝は漢族移民者に対して、封禁政策を緩和させはじめ、遂に、1871

⁹ 『白頭山定界碑』 6頁

¹⁰ 佐藤真次郎『間島問題の経緯』東亜經濟調査局 1931年 9頁

¹¹ 『中国朝鮮族の研究』46頁を参照

年正式に廃止した。廃止の理由として、清朝はいろいろな考量があり、近代から次第に悪化してきた財政困難があり、同時に、東北は土地も広く人が少ないため、大量の労働力が必要であったからである。またロシアに抵抗する目的もある。1870年代にはロシアは南下政策を積極的に推進していたが、清朝はそれに対抗するため、軍事上の理由から東北の開発が必要になり、そもそも近接している間島は重要視された。1881年吉林將軍銘安は清朝政府に提出した「満州対策」の中で、「間島地方が軍事及び農業上の要地たることを説いて、その開拓の急務たること」を主張した。中国の間島政策はロシアと直接国境に接してい琿春地方を中心が始まっていた。1881年、琿春の最高軍政責任者は協領から副都統に昇格させ、従来の「移民実辻」政策を採って、琿春招墾總局を設立した。間島地域には南崗(現在の延吉)招墾分局も開設した。

この時、「間島」という地名も本格的に呼ばれ始めた。清朝からの歴代中国政府は「間島」という地名を承認していない。確かに、この地名は朝鮮人によって呼ばれはじめた。¹²中朝の国境論争からこの地名はすでに単純な地理地名ではなく、政治地域の地名になった。「間島」という地名の確立した過程は、朝鮮人移民勢力の影響の確立過程であったとも言えるだろう。

この地名はいつ確実に呼ばれ始められたか証明できる史料がない。中国語史料の中に1880年代からみられ始め、それは朝鮮人移民共同体の実在を承認しはじめたという意味も込められているだろう。

1881年に吉林將軍銘安、吉林邊務幫辦吳大澂は、図們江で招民墾荒を実行させるために封禁を撤廃するよう上奏し、9月9日に清朝政府はそれを許可した。¹³それとともに、朝鮮人が非法越境して開墾するのを厳禁した。そして礼部は朝鮮国王に自国の国民をきちんと管理するように告知した。しかし、清朝政府は漢民族を相手に大量に招民墾荒をすると同時に、中国に居住していた朝鮮人も相手に招墾した。

同年、清朝政府は琿春で副都統衙門を正式に増設し、琿春で招墾總局及び招商分局を設けた。しかし、清朝官吏も対岸の咸鏡道刺使が越境墾民を管理し、地券を発給して冊を造って登録していることを発見した。銘安と吳大澂は報告を受けて問題が嚴重だと考え、その年の10月に皇帝に上奏し、非法越境開墾の朝鮮人に対して領照納租を許可するよう提案した。2月6日に清朝政府は銘安と吳大澂の方法を採択し、「朝鮮民人は越界開墾して処罰すべきだが、すでに長期間にわたって管理されており、禁令も厳格に施行されている。ただ現在、彼らはすでに何年の開墾に携わっており、人数も多く、朝廷は寛大にして既往を追究せず、領照納租を許可し、銘安、吳大澂によって官員を派遣し調査させ戸籍を查明してそれぞれ琿春および敦化県に帰属し管轄させる。あらゆる地方の詞訟及び命盜案件はすべて吉林に任せて取り扱う。」¹⁴

¹² 朝鮮総督府『間島問題の経過と移住鮮人』朝鮮総督府警務局 1931年 2~4頁

¹³ 朱寿朋編『光緒朝東華錄』中華書局 1958年 1216頁

¹⁴ 台湾中央研究院近代史研究所『清季中日韓関係史料』1972年 1350頁

中国は、間島開発政策を実施しており、全員を退去させようとしても、既に朝鮮人の移住者が多数存在していたので、現実的には彼らを全員退去させることは不可能であった。中国人移民がまた少なかったため、その開発を進めるには朝鮮人を利用せざるを得なかつた。そこで、移住朝鮮人を帰化させ、土地所有権を与えることを条件として中国に入籍させるようになった。

これに対して、朝鮮国王は当然このやり方を認めるわけにはいかなかつた。8月12日に朝鮮国王は清朝礼部に照会し、光緒皇帝に転奏してもらい、自國の在中国の墾民を刷還するよう要求した。26日に清朝政府は朝鮮国王の請求を認め、一年以内に刷還する方法を認めた。¹⁵後に時間が足りなくて更に一年延長した。1882年8月23日に中朝「中国朝鮮商民水陸貿易章程」に調印し、双方の関係を全面的に強化した。後に調印した「吉林、朝鮮商民貿易章程」が「両国の辺地は土門江を境とする」と改めて確認して両国の越境を厳禁することも強調した。¹⁶1883年7月に朝鮮の咸鏡道鐘城府使、会寧府使がそれぞれ吉林敦化県知事に照会し、中国は「土門江」を「豆満江」と誤認しており、朝鮮と中国の国境は「豆満江」にあらず「土門江」であり、従って「土門江」以南に位置している間島は朝鮮の領土であり、中国の敦化県の退去要求は不当である、間島からの朝鮮人の退去に対する中国の要求を拒否した。¹⁷

要するに彼らが指摘したのは豆満江が土門江であり、土門江は延吉庁の海蘭河を指す。朝鮮と中国の国境は長白山定界碑に明記されている「東為土門西為鴨綠」であり、中国側の主張している土門江と豆満江は別流で土門江こそ両国の国境である。したがって、国境川の土門江以南にある間島は当然朝鮮の領土であるというのが朝鮮の主張であった。

1885年の国境調査 1884年冬、朝鮮貢使が北京で禮部に呈文を提出して清朝皇帝への転奏を願い出た。禮部は呈文を却下し、附属文書だけを受け入れた。翌年の6月21日に韓国國国王高宗が特使を北京に派遣し、再び「勘界」（国境調査）を要求した、清朝政府が同意した。¹⁸これが中朝の第一次勘界、即ち「乙酉勘界」である。

1885年朝鮮は当時の安辺府使の李重夏を勘界使に、趙昌植を従事官に、清朝は勘界督理總務秦瑛、琿春辺務交渉使徳玉、招墾局委員賈元桂の三名を勘界委員に任命した。両国の委員は、9月30日から11月29日まで会寧と茂山において二回にわたって交渉を行なった。

焦点は一、定界碑の真偽、二、豆満江と図們江は同じ川かというところに集中した。毎回の会談を終えてそれぞれの主張をまとめた照会を交わしたが、結局両国は認識の統一ができず、最後まで双方が対立したまま会議を終了した。¹⁹李重夏は朝鮮国王に報告するとき、土門江と豆満江は同じ川であるということを説明した。

¹⁵ 『清季外交史料』8巻 37頁

¹⁶ 『清季中日韓関係史料』1264～1265頁

¹⁷ 前掲書 1910～1913頁

¹⁸ 前掲書 1922～1925頁

¹⁹ 『白頭山定界碑』145～167頁

1887 の国境調査 1887 年朝鮮側は、清朝の要求に応じて中朝勘界を再開したが、それがいわゆる「丁亥勘界」である。3月 26 日朝鮮側は前回同様李重夏を代表に任命し、清国側は督理吉林朝鮮通商会辨辺防営務所秦瑛、琿春承辨處徳玉、總理琿春頂子等処屯墾会辨辺防営務処方郎らが代表団を構成して、4月 5 日、会寧で会い勘界を始めた。今回の勘界は、1882 年の壬午軍乱と 1884 年の甲申政変が起ったため、清朝は袁世凱を派遣し、朝鮮の内政と外交を指導しているという背景があった。中国側は、この交渉は朝鮮が既に図們江と豆満江は一つの江だと理解したことを意味し、勘界の必要があるのは江源の部分のみであると判断した。4月 7 日から 5 月 19 日まで 2 ヶ月半かかり共同認識に到達した。即ち、朝鮮は土門、豆満両江説を放棄し、図門、豆満、土們は一つの江の転音であり、それを両国の界河とし、南は朝鮮、北は中国である。両国は、茂山から海までは河が広く水が深くて界限が分明であるため勘界する必要はないとした。図們江上流、即ち茂山以西から石乙水、紅土山の水が合流する処まで双方の争議は無い。問題は、江の正源の地点に関する争議であった。朝方は紅土水を堅持し、中方は紅丹水を堅持した。しかし、勘界の時にさらに石乙水を発見した。朝鮮は島浪水と呼び、後に中国は譲歩し、石乙水を正源に改めたが、朝鮮側は依然として紅土水説を堅持した。²⁰双方は今回も江源の獨自主張を確執したままに終わった。

1898 年冬に辺界問題を解決しなかったため、朝鮮はこの問題を避けて清朝政府に墾民をよび返る召還（「刷還」）するよう要求した。1890 年 2 月 18 日に清朝皇帝は總理衙門の提案を認め、朝鮮墾民の刷還という朝鮮国王の要求を断って違法入境の朝鮮人に対して、「薙髪易服」をした者は入籍許可を認めるという政策を実行し、反対者は強制帰国をさせ私墾を認めないとした。朝鮮は反対したが、しかし清朝政府は朝鮮の反対を無視し、朝鮮人の入籍を要求する政策を続けた。

清朝政府は 1890 年に「薙髪易服、領照納租」の政策を執ったが、実際上、入籍した朝鮮人は多くはなかった。1908 年まで 4500 人のみであり、²¹多くの朝鮮人は土地の所有権を剥奪されて中国地主の土地を借りざるを得なかった。

日清戦争は中朝関係を大転換する時期である。戦争後、中国は名義上の属国関係を保持しようとしたが、当然、反対されて止める他は無かった。1899 年 9 月 11 日に双方は「中韓通商条約」に調印し、「辺民は既に越墾した者には安業させ、生命財産を守る。以後、若し辺界を潜越する者がいれば互いに禁止すべきで、事端の滋生を免れること」を定めた。次いで、1904 年 7 月 15 日に中朝地方官員は「中朝辺界善後章程」に署名して国境の現況を維持することを確認した。

日清戦争後、朝鮮は中国と朝貢関係が解除された、1897 年 10 月大韓帝国を成立し、1899 年 9 月 11 日「中韓通商条約」を調印して新たな平等関係が造られた。1900 年から朝鮮は

²⁰ 前掲書 177 頁

²¹ 『中朝辺界史』 412 頁

ロシアの支持の下に在間島朝鮮人に徵税して清朝地方政府と駐在軍隊との衝突も激しくなってきた、1901年3月朝鮮兵士何百名が越江して40名ぐらい中国人を殺した。1902年5月朝鮮政府は李範允が間島の視察官に任命され間島の朝鮮人を管理することになった、それから中国側との衝突が一層激化して暴力事件も相次ぎに発生したが、中国人の馬賊も越江して朝鮮に潜入して財産生命の損失も与えた。

日露戦争前の1904年、清朝もう一度中朝「勘界」を朝鮮側に提案したが、日本外相小村寿太郎が駐中国使節内田に訓令し、清朝政府外務部と交渉させ、日露戦争が緊迫していたため、清朝に朝鮮に勘界の督促をしないように要求した。6月16日内田は清朝政府に照会を提出し日本の意見を伝えた。これは日本の最初の中朝国境交渉への介入である。1907年からさらに朝鮮に代わって直接に関与し始めた。

移民の大移動は近代以来の世界現象である、研究者は外への中国移民を注目しているし、国内への移民はあまり重視していないことがある。実際東北に人口が少ないので、19世紀60年代以後の朝鮮人の移民はずっと続けていた、範囲は間島地域だけではない、鴨緑江の対面、東北の内陸にも集中され土地、国籍などいろいろな問題が発生したが、特に韓国と中国の朝貢関係が解除された後、間島地域をめぐって衝突が武力まで激しくなった。

三、中日間の間島国境問題談判

「間島」は『日本外交史辞典』によれば、「中国の東北（旧満州）吉林省東南部の図們江（朝鮮側では豆満江）北左岸一帯の地域を指す。すなわち、同地域は一方は図們江の大河で限られ、一方は峻険な山岳地帯で満州内地から隔離された一地帯である」。しかしながら、「間島」という名前は最初朝鮮からの移民が名付けたが、その範囲も小さい江中島から段段広くなってきた、同時に中朝、中日の帰属問題をめぐる紛争の進行に伴い、「間島」は単なる地理名詞から政治地理名詞となった。当時の清朝政府は国家の領土帰属の立場から、この政治地理名称は正式に一貫して承認せず、「間島」を指す地域は延吉とよばれてきた。

同辞典によると、「清韓両国の国境問題ならびに反日独立運動の根拠地としての問題を総称して間島問題と呼んでいる」とある。要するに、一般的には「間島問題」は二つの部分に分けられる。ひとつは1712年長白山山頂に定界碑が建立されて以来、1909年9月4日に日中「間島協約」を調印するまで、国境の画定と間島地域の帰属をめぐる中朝中日の論争の過程である。他のひとつは1910年10月8日「日韓併合条約」の成立以降からである。間島に在住する朝鮮人に対する管轄権問題に対して日中の異なる主張があった。同時に、朝鮮人の間島への移住が加速され、さらに日本の統治に不満を抱く朝鮮人移民も大幅に増加した。特に、第一次世界大戦後、間島に在住していた朝鮮人がロシア革命や「民族自決論」の影響を受けて、島地域は朝鮮人の反日独立運動の根拠地となつた。²²

1907年まで間島に朝鮮人がもう7万人余りであり²³、移民としての一体感がだんだん強

²² 外務省外交史料館日本外交史辞典編纂委員会編『日本外交史辞典』山川出版社 1992年
213~214頁

²³ 『間島問題の経過と移住朝鮮人』 63頁

くなってきて当地の中国人との衝突も増えてきた。

1907年8月19日に在間島朝鮮人の保護という名目で、日本は間島に官憲を派遣した、形式的な根拠は、1905年11月17日の第二次「日韓協約」であった。その条約の第一条には、「日本国政府ハ在東京外務省ニ由リ今後韓國ノ外国ニ對スル關係及事務ヲ監理指揮スヘク日本国ノ外交代表者及領事ハ外國ニ於ケル韓國ノ臣民及利益ヲ保護スヘシ。」²⁴と規定されていた。

韓国政府は1906年11月、韓国統監伊藤博文に対し、間島在留朝鮮人の保護を依頼した。²⁵1907年2月8日に日本政府は閣議を開いて、間島に統監府の間島臨時出張所を設置することを決定した。ここまでは既に日本政府の計画通り進めできた。森山茂徳氏が指摘した通り、「伊藤の眞の意図は、将来のロシアの行動に備えるために、間島に日本の拠点を築くことであった。それは、伊藤ひとりだけではなく、当時の日本の政治指導者に共通の方針であり、彼らが何よりもロシアの復讐戦を怖れ、そのために事前に對露防衛網を形成する、或いは日露両国間に緩衝地帯を設ける、という政治上ないしは軍事上の考慮から発したものであった。」²⁶清朝政府は強い対抗態度を取った、その理由はまず長白山は滿州族の発祥の地として神聖視して争わなければならないし、当時の利権回復運動も影響がある、国民の利権意識高くなつて間島問題の交渉も強く支持した。

二年間の交渉を経て、ついに1909年9月4日、清朝政府外務大臣の梁敦彦と日本公使伊集院彦吉は図們江の中韓国境問題に関する条約を結んだ。主な内容は以下の通りである。

- 一、図們江をもつて中国、朝鮮両国の国境とし、源流地方は国境碑から石乙水をもつて境とする。
- 二、中国は龍井村、局子街、頭道溝、百草溝の4カ所を通商都市として開放し、日本は領事館、もしくは領事分館を設置できるものとする。
- 三、延吉地区の朝鮮住民の裁判は「中国地方官が管轄する」ものであり、日本領事館もしくは派遣員はこれらの住民の「訴訟事件」では、任意に裁判所で審理を傍聴できる。
- 四、中国が吉長（吉林—長春）鉄道を延吉の南端に延長させるか、朝鮮会寧に接続させる場合は必ず「再び日本政府と協定する」。
- 五、日本は2カ月以内に撤兵する。²⁷

²⁴ 外務省編『日本外交年表並主要文書』上巻 文書の部 原書房 1965年 252頁

²⁵ 『駐韓國公使館記録—1906・1907年間島関係記録—』金正柱『朝鮮統治史料』 韓国史料研究所 1970年 第1巻 508頁

²⁶ 森山茂徳『近代日韓関係史研究』東京大学出版会 1987年 229頁

²⁷ 「滿州五案件ニ關スル協約」（いわゆる「間島協約」）『支那及び滿洲關係條約及公文集』外交時報社 1936年 690～692頁。韓国の教科書はこれに対して見方が違う。「19世紀後半以後、韓民族は間島地方に大舉して移住し、開拓した。しかし清国が間島開墾事業を口実に韓民族の退去を要求してきたために間島帰属問題がおこった。政府では白頭山の定界碑の土門江が松花江の上流にあることを理由に、間島がわが領土であることを主張して、間島を咸鏡道の行政区

この条約は歴史上の中国・朝鮮の国境が団們江を境としている事実を明確に規定し承認したが、日本は中国から吉長鉄道の敷設と四つの通商都市での領事設置の特権をつかみとった。

それから、清朝政府は延吉に対して行政管理の強化をしてきた。1902年すでに延吉庁を置いた。普通は「庁」という行政単位は臨時の性質があり、辺境地区によく設置された。1909年に延吉府を延吉県と改称し、同時に琿春庁、汪清県、和龍県、安図県を新たに設立した。民国時期の1912年に延吉府を延吉県に、1914年に琿春庁を琿春県と改称した、「延辺」という名称は、1910年代に用いられるようになった。中国と朝鮮が隣接していることと、延辺邊務公署の管轄に属していることから、当地一帯を「延辺」とよぶようになったと説明されている。²⁸

四、国境問題の解決と難民

朝鮮人は中国の東北に移住してきた最大原因は生活が苦しかったということである。1860年から70年代までの朝鮮は相次ぎ自然災害が発生してから、北部の住民は、生計のために越境して中、露領内に入った。「満洲國」時代にも、ある調査より、移民の中に「生活難」が73%を占めている、徵兵・徵用を避けるため16%、日本の支配を嫌ったため8%、独立運動のため3%であった。やはり難民のような苦境に落ち込んだという状況が多かったのである。

1912年、在中国朝鮮人移民は23万人であり、1931年には63万人であり、1945年216万人である。速いスピードで増えてきた。²⁹ 日本政府も「満洲」へ移住を積極的に推進したが、中国は朝鮮移民の日本進出の手先になることを心配して拒否して来た。

1937年ソ連政府は在ソ朝鮮人が中央アジアへ強制追放された、かれらは主に沿海州あるいは団們江の国境地区に住んでいた。現在の状況は「1989年の調査によれば、約44万人の大部分がウズベクスタンやカザクスタンといった中央アジアに住み、一部がサハリンに住んでいる。」³⁰露朝国境に住んでいる朝鮮人が少ない、ロシアを経由して脱出するルートでも困難なので、中国まであるいは中国を経由することが普通である。現在には生命を懸けて川を渡ってくる「脱北者」が後を絶たず、民族の悲劇の舞台ともなっている。

1949年以来、中国政府は中朝国境問題をもう解決したという立場を持っている、しかし、

域に編入し管理していた。しかし乙巳条約でわが国の外交権を奪った日本は、満州の安奉線の鉄道敷設権を手に入る代価として、間島を清国の領土として認める間島条約を清国との間に締結した。(『国定韓国高等学校歴史教科書 韓国の歴史』 宋連玉・曹昌淳訳 明石書店 1997年) <http://members.jcom.home.ne.jp/yanbian/date01/info01.htm> を参照。

²⁸ 佐々木衛 方鎮珠編『中国朝鮮族の移住・家族・エスニシティ』東方書店 2001年
136頁

²⁹ 『中国の朝鮮族—歴史・生活・文化・民族教育』20頁。『中国朝鮮族の研究』16頁も参照。
³⁰ 『中国朝鮮族の研究』1頁

韓国の世論は図們江国境について異議がある。出版した関係ある書籍はほとんど昔の間島は朝鮮の一部であることを主張している。申基碩の『間島領有権に関する研究』(探求堂 1979年)、梁泰鎮の『韓国の国境研究』(同和出版公社 1981年)はその中の代表作である。

1960年韓国のソウルで白山学会が設立され、学会誌『白山学報』の出版もはじめ、間島問題と関係ある史料や研究成果を公表した。著作の出版や資料の公表は中国より多いし、間島は無主地、韓国人が間島を開拓したなどを強調し、この帰属問題は間島に多く住む住民の意志によって決定することが、最も合理的な解決方法であると提言もある。韓国国土統一院研究院の梁泰鎮を代表として、1905年の日韓保護条約、1909年の間島協約も無効であることを主張している。さらに、1983年国会議員金永光他54名が連名で白頭山の所有権奪回議案を国会に提出した。³¹

在日韓国人の金基燦氏はいわゆる『朝中辺界条約』についてこう議論している。「民族への裏切り行為」として、「1962年、金日成は極密のうちに、中国との間で『朝中辺界条約』なる条約を結んだ。これは、朝鮮戦争への支援軍派遣の見返りとして、白頭山と間島の一部を譲り渡すという条約である。」「両国とも明文化された条約の内容も、その交渉経緯も一切公表していない」。「北朝鮮側はこの条約を通じて中国領となっていた天池の5分の3とその周辺地域を含め280平方キロの領土を取り戻した」、「同条約について中国側は国内の反発を考慮、条約内容をいまだに公開せずにいる。」³²中国の資料によりも、両国の中に条約のようなものがあるそうだ、しかし、現在それは証明できないものであり、ほんとの真実の解明はまた時間がかかるであろう。

近代の国際関係は17世紀の30年戦争を終結させたウエストファリア条約によって生まれたといわれている。その後、近代国家も次々と誕生したが、近代国家とは支配する主権的空间単位としての国家の意味である。それは、領土、人民、そして有効な内部的支配をもつ政府の下、外部から完全に独立し、国際法下において異議をとなえることの意志と可能性を持つはっきりした限界である。それは主権国家であり領域国家であり、一つの線をもって帰属を明確化する国境によって区分され、同時に国境の障害性、隔絶性も極端化された。現在の生命を懸けて川を渡ってくる「脱北者」たちはその「被害者」の一部しかいないである。

参考文献

高士華『近代中国における国境意識の形成と日本一間島問題をめぐる宋教仁と吳祿貞の活動を中心として一』(2003年東京大学大学院博士論文、未刊)

³¹ 『中朝辺界史』527~537頁

³² 金基燦『空白の北朝鮮現代史—白頭山を売った金日成』新潮社 2003年 12、13、9~14頁

- 岩田孝三『国境の地政学』日本工業新聞社 1982年
太寿堂鼎『領土帰属の国際法』東信堂 1998年
佐々木衛 方鎮珠編『中国朝鮮族の移住・家族・エスニシティ』東方書店 2001年
鶴嶋雪嶺『中国朝鮮族の研究』関西大学出版部 1997年
鶴嶋雪嶺『豆満江地域開発』関西大学出版部 2000年
楊昭全 孫玉梅『中朝边界史』 吉林文史出版社 1993年
李盛煥『近代アジアの政治力学—間島問題をめぐる日中朝関係の史的展開一』 錦正社 1991年
志賀勝『民族問題と国境』研文出版 1994年
高崎宗司『中国朝鮮族—歴史・生活・文化・民族教育』明石書店 1996年
江応澄 趙書文『中国的疆界』学林出版社 1994年
吳晗『朝鮮李朝実録中的中国史料』中華書局 1980年
篠田治策『白頭山定界碑』 樂浪書院 1938年
佐藤真次郎『間島問題の経緯』東亜経済調査局 1931年
森山茂徳『近代日韓関係史研究』東京大学出版会 1987年
外務省外交史料館日本外交史辞典編纂委員会編『日本外交史辞典』山川出版社 1992年
外務省編『日本外交年表並主要文書』上巻 文書の部 原書房 1965年
金正柱編『朝鮮統治史料』 韓国史料研究所 1970年
王彦威編『清季外交史料』故宮博物院 1932年
台湾中央研究院近代史研究所『清季中日韓関係史料』1972年
朝鮮総督府『間島問題の経過と移住鮮人』朝鮮総督府警務局 1931年
朱寿朋『光緒朝東華錄』中華書局 1958年
金基燦『空白の北朝鮮現代史—白頭山を売った金日成』新潮社 2003年